

「区域設定」と「量の見込み」に関する意見の集約

～平成 25 年度第 3 回 西東京市子ども子育て審議会専門部会での意見から～

平成 26 年 2 月 25 日に開催された平成 25 年度第 3 回西東京市子ども子育て審議会専門部会では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「区域設定」について、また、「量の見込み」についての審議を行いました。

専門部会が出された意見を、次のとおり集約して報告しますので、これらの意見を踏まえ、さらに審議いただきまして、審議会にて区域設定の決定をお願いします。

1 区域設定

専門部会では、西東京市の地形等から考えると、複数の区域を設定するより 1 区域の方がよいのではとの意見がありました。

一方で、区域を 1 つにしたとしても、どのあたりで施設が不足しているのかという実態を把握し、不足している場所での施設設置が優先的に検討されるべきであることから、一定の地域ごとに不足・充足の実態を把握しておくことが重要であるとの意見がありました。この実態把握については、事務局の用意した資料に加え、保育所に通っている保護者の状況等、さらに詳細な資料を作成するよう、専門部会から事務局に依頼しました。

(1) 区域についての意見

- 「木を見て森を見ず」とならないよう注意しなければならないと思う。小さい市で、市内に山林があるわけではなく、地形的な特性の差もほとんどないので、大局的なところで捉えられる 1 区域の方がいいのではないか。
- 区域を幾つかに分けた場合、保育所がないエリアに保育所ができるというわけではないのか。(事務局: ニーズが高いエリアにつくるべきだが、土地や建物が確保できるかという問題もあり、結局は、建てられる所で、かつ、ニーズが高い所に建てていくほかないと考えている。 エリアをあまり細かく区切ってしまうと、土地や建物が手に入らないためにいつまでたっても計画が達成されないエリアが出てくる可能性がある。)
- 細分化することのプラス面は、ほとんど感じられないと思う。1 区域の方が、現実的でもあるし、

自由度の高さから考えても、利用者にとってもメリットが大きいのではないかと。

- 区域を分けたからといって、施設整備を区域ごとに実現できるとも限らないし、利用についても区域が関係ないのであれば、区域を複数に分ける必要はないと思う。また、西東京市は地形的な差異も少ないし面積も小さいということと、親の事情で利用施設を選ぶことも大事だけれど、やはり、できるだけ子どもがその小・中学校区で生活できるようにはそろえていった方がいいという意見も踏まえて、1区域で考えていいのではないかと思った。
- 区域は1つで計画し、計画を立てた後の運用の段階で、子どもの育ちを考えればいいと思う。
- 市内の13幼稚園から成る幼稚園協議会では、区域は1つが望ましいという意見が出された。
- 区域を1つと考えたとしても、保護者が送迎することを考えると、ある程度細分して検討する必要もあると思う。
- ニーズ調査の結果からも、また、保育現場の経験からも、自宅から自転車や徒歩で10分程度の保育所を選んで通っている方が多く、自宅近くの保育所を希望する傾向があると思う。
- 13事業全部に関して区域ごとに分けるというイメージが分からない。昨年調査の際には、例えば子育ての相談などは、近所の施設よりも、むしろ遠くの、自分のことを知っている人が誰もいないところ相談に行きたいという意見もあった。そういった意味では、13事業について細かく区域を設定するのは、適しないところもあるように思う。

(事務局:実際には、13事業について複数の区域を設定するのは、各区域での事業を担保することは相当難しいと考えられる。)

(2) 追加資料についての意見

区域設定とは別に、今後、施設の整備について検討する際の資料として、次のような資料を提出するよう依頼しました。

① 自宅から離れた保育所を利用している人が、その保育所を、どの程度希望していたのかが示された資料

- ◇ 自営業の方が多ければ、市内で働いて市内で預けたいという人が多いだろうし、ベッドタウンのように市外に出て行く人が多ければ、駅の近く等を希望されると思う。自宅から遠い保育所に預けている方は、近くに入れなかったのがそこに来ているのか、本人の希望でそこを選んだのかということを知りたい。遠くの保育所に預けている方の就労場所や、一次申請の第1希望の所にどのくらい入れているかというデータがあればと思う。

(事務局:個人情報なので、差支えない範囲で情報提供したい。)

- ◇ 通勤経路上の遠い保育所を選んでいるというより、本当は自宅の最寄駅に近い保育所希望していたが、入れなかったのが、他の駅の近くの保育所に決まったのではないかと。希望の保育所に入れなかったのが仕方なく入れる所に預けて、そのために通勤経路を変えている方が多いのではないかと。

(事務局:認可保育所か認証保育所かによっても、利用者の状況が異なると思う。認可

保育所の場合は、できるだけ自宅からの通勤経路の中で預けようとするが、認証保育所の場合は、駅の近くや自分の都合のいい所という希望が多いのではないかと。また、自宅の近くだけでなく、最近では、駅中や駅近の保育所等を希望される方が増えている。）

◇ 自宅から遠い保育所に来ている方が、そこを希望したのか、自宅の近くでは入れなかったから仕方なくそこに通っているのかという状況が分からないままに、多くの利用者があるからその地域に保育所を増やす等という話をしても意味がないと思う。まずは、実態把握が必要ではないか。

◇ ニーズ調査の結果では、自宅の近場の希望が多い。また、小さなお子さんとたくさんの荷物を抱えて遠くまで通うは大変だろうと思う。これらのことから、必ずしも希望して遠くへ行っているわけではないように感じている。

② 1号認定から3号認定までの各認定区分について、地域又は施設ごとに、余裕のある施設や欠員状況が示された資料

③ 地域又は施設ごとの待機児童の状況が示された資料

(事務局:保育所ごとの待機児童数については、そこに入れなかった人は他の保育所に入っているため、把握は難しいと思う。基本的には保護者の単位で見ているので、申請数であれば出すことはできる。)

2 量の見込み

本市が昨年実施したニーズ調査による具体的な「量の見込み」は、算出中であったため、国の算出方法について事務局から説明を受け、審議しました。

国の算出方法により「認定なし」と判定される方に、子育て支援が行き渡らないのではないかと懸念されるとの意見が多数挙げられました。

そこで、「認定なし」とされる方の人数と、一時預かりの人数について、資料を作成するよう、専門部会から事務局に依頼しました。

具体的には、次のような意見が挙げられました。

- 5ページの「家庭類型の認定区分の関係」の表で、0～2歳について、「専業主婦(夫)」や「無業×無業」のほかに、タイプC'やタイプE'も「認定なし」になっている。今は、短時間就労や家庭的な保育をしている方などにも保育が使えるようにしていこうという流れなのに、国の算出方法に示されていないので、「認定なし」と算出すると、タイプC'やタイプE'の方々は保育が受けられなくなるのか。もしそうであれば、市独自の基準をつくること等を検討する必要があると思う。

(事務局:国から認定の定義がされていないものを、「認定なし」としていること、また、「認定なし」については、今後保育の必要性の認定を行っていく際、認定基準に達しなかった方は、認定証が出ないことになり、3ページのC'とE'は、就労時間が下限時間未満の方で、これらのケースでは認定が出ないことになると思われる。5ページのC'とE'については、0～2歳は「認定なし」となっているが、3～5歳では1号認定で幼稚園等への認定ということで、幼稚園の年齢になれば1号認定となる。)

- 家庭でお子さんをみている方へのフォローももっと厚くしていかなければいけないという流れの中で、就労していない人や就労時間が短い人は「認定なし」というのはおかしい。むしろ逆だと思うが、それは認定基準の議論で、今は「量の見込み」を出すのだから、ここでは「認定なし」と書かざるを得ないということも理解する。
- 西東京市のニーズ調査の結果では、フルタイムよりもパートタイムを希望する女性が意外に多かった。これは、子どもの就学後にも仕事はしたいけれども、仕事は週3日くらいにして、育児もしっかりやりたいという人が多いということだと思う。そういう中で、短時間就労が認定なしだと、そこへの支援が薄くなってしまうのではないかという心配がある。
- 「認定なし」となる方を、認可保育所や認証保育所ではなく、他の子ども・子育て事業等で支援することは考えられるのか。
- 他の事業でカバーするとしても、「認定なし」の人数は把握しておく必要があると思う。
- 他の事業で、一時預かりを活用するのであれば、ヒアリングでも一時預かりに関してはニーズが高かったので、ぜひ人数を出してほしい。
- もし「認定なし」のまま変えられないとしても、こういう貴重な意見があったことは、審議会に上げていただきたい。

(事務局:「認定なし」となる方への支援方法としては、一時預かり等で対応していくことになるのではないかと思う。「認定なし」となる方の人数と、一時預かりの実数は、把握したい。)